

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

告 示

- 一般競争入札の実施 (地域政策課) 四一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活振興課) 四二
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 (道立病院管理室) 四二
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出 (地域産業課) 四四
- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告 (農政課) 四四
- 土地改良法による国営換地処分 (農地調整課) 四六
- 土地改良法による道営換地処分 (農地調整課) 四六
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 四六
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 四六
- 土地改良事業の計画変更の同意 (土地改良指導課) 四六
- 北海道漁港管理条例第十三条第一項第一号の規定による甲種漁港管理施設の使用 (漁港漁村課) 四六
- 北海道漁港管理条例第十三条第一項第一号の規定による甲種漁港管理施設の使用 (漁港漁村課) 四六
- 林業種苗生産事業者講習会の開催 (漁港漁村課) 四七
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 四八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 四八
- 公共測量の実施の通知 (治山課) 四九
- 公共測量の終了の通知(二件) (建設部総務課) 四九
- 道路の区域の変更 (建設部総務課) 四九
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 四九
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了(五件) (道路整備課) 五一

札幌医科大学告示

告 示

北海道告示第180号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 入札に付する事項
(1) 契約の業務名 北海道アウトドア資格制度普及パンフレット作成業務
(2) 契約の内容 入札説明書及び委託業務処理要領による。
(3) 納 入 期 日 平成14年3月28日
(4) 契 約 期 間 契約締結の日から3月28日まで
(5) 納 入 場 所 北海道総合企画部地域振興室地域政策課
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は被補佐人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

第 1338 号

報 告 公 開 規 則

北 海 道

1	(4) 道税を滞納している者でないこと。
	(5) 法人の場合、資本金の額が1000万円以上であること。
	3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課
	4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階 物品管理課入札室
	(2) 入 札 日 時 平成14年2月20日(水)午前10時
	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
	5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札 保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北 海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から150条までの定めるところに よる。
	6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課

2	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。
	7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。
	8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価 格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
	9 契約書作成の要否
	10 そ の 他
	(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各 号に掲げる入札及びこの公告等に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とす る。
	(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す る額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
	捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課 税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に 相当する金額を入札書に記載すること。
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業 者であるかを申し出ること。
	ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がい るときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部地域振興室地域政策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 492

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 181 号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり定
款の変更(名称の変更)の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10
条第2項の規定により公告する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

1 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年1月24日

2 特定非営利活動法人の名称 ライフ・サポートかたぐるま

3 代 表 者 の 氏 名 大森 六郎

4 主たる事務所の所在地 旭川市1条通9丁目右7号 マルトクビル4階

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、
障害を持っている人等の手助けを必要とする人々に対し
て、住民参加と助け合いの精神のもとに、社会参加と生
きがい活動及び自立支援に関する事業を行い、男女年齢
を問わず障害を持った人々が健やかに暮らせる地域社会
づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

北海道告示第 182 号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成14年2月8日		北海道知事 堀 達 也	
1 入札に付する事項		(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量		(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	
ア 調達をする物品等の名称 重油（J I S 1種2号）1ℓ当たりの単価		6 入 札 保 証 金	
イ 数 量 調達予定数量 3,797,000 ℓ		入札保証金は、免除する。	
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。		7 入札説明書の交付に関する事項	
(3) 契 約 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで		(1) 交 付 場 所 北海道保健福祉部道立病院管理室	
(4) 納 入 場 所 北海道立江差病院ほか8病院		(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	
2 入札に参加する者に必要な資格		8 落 札 者 の 決 定 方 法	
次のいずれにも該当すること。		有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第1項の規定によりその列によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。		9 契 約 書 作 成 の 要 否	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。		10 そ の 他	
(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。		(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。		(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い	
3 条件付一般競争入札参加資格の審査		入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。	
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。		なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。	
ア 申 請 の 時 期 平成14年2月8日から28日まで		(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。		ア 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室	
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目		イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。		電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 863	
4 契約条項を示す場所		(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	
北海道札幌市中央区北3条西6丁目		日本語及び日本国通貨	
北海道保健福祉部道立病院管理室		(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
5 入札執行の場所及び日時		(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 4階共用会議室B（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道保健福祉部道立病院管理室）		(7) この入札の執行は、公開する。	
(2) 入 札 日 時 平成14年3月20日 午前11時		(8) 詳細は、入札説明書による。	
平成十四年三月二十日 知 事 堀 達 也		11 Summary	

（郵送による場合は、平成14年3月19日までに必着）

A. Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No. 2, approximately 3,797,000 liter.
B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 20, 2002.
C. Contact : Office Prefectural Hospital Management, Department of Health welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan.
Phone : 011-231-4111 Ext. 25-863

北海道告示第 183 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年6月10日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。
平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 松並家具センター
釧路郡釧路町桂木3丁目2番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松並商店 代表取締役 松並 邦拓
釧路市北大通3丁目8番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松並商店 代表取締役 松並 邦拓
釧路市北大通3丁目8番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成14年9月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,907㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
45台
イ 駐輪場の収容台数

5 台

ウ 荷さばき施設の面積

55㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量

55㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時50分から午後9時10分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時30分から午前9時50分まで

2 届出年月日

平成14年1月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

釧路町商工観光課

(2) 縦覧期間

平成14年2月8日（金）から6月10日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで。ただし、釧路町は午前8時15分から午後5時15分ま
で

北海道告示第 184 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項	(1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア(ア) 調達をする物品等の名称 牛ヨーネ病診断用ELISAキット ヨーネライザ 又はこれと同等のもの (90検体/キット) 1キット 当たりの単価 イ(イ) 数 量 調達予定数量 2,990キット ヨーネ菌分離用培地 ヨーネ菌用培地「共立」又は これと同等のもの (8 ml/瓶×20瓶/箱) 1箱当た りの単価 イ(イ) 数 量 調達予定数量 3,600箱 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 間 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで (4) 納 入 場 所 道内14家畜保健衛生所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 薬事法(昭和35年法律第45号)に基づく動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年2月8日から3月18日まで イ 申 請 の 方 法 条件付一般競争入札参加資格申請書及び申請書類の提出先の指示により作成した関係書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	(2) 入 札 日 時 平成14年3月25日 午後1時30分 (郵送による場合は、22日必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれ そのの予定価格(単価)の制限の範囲内であり、かつ、すべての入札金額(単価)が最低 の価格である入札者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道知事から、提出した書類 等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税相当額を加 算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道農政部農政課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 128
------------	--	---

- (5) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- ①(i) Nature : A unit price per kit of Enzyme-linked immuno absorbent assay Kit for the diagnosis of Jone's disease in cattle by detecting antibody to *Micobacterium paratuberculosis* in bovine serum (Maxi-um 90 samples per kit) / *Johnelisa* or its equivalent
- (ii) Quantity : A matter of 2,990 kits.
- ②(i) Nature : A unit price per case of Culture medium for *Micobacterium paratuberculosis* (8ml×20 vials per case) / *Micobacterium paratubercul-osis*culture medium "KYORITSU" or its equivalent
- (ii) Quantity : A matter of 3,600 cases.
- B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 25, 2002
- C. Contact : Office Department of Agriculture, Hokkaido Government
- Address Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuoh-ku, Sapporo-shi Hokkaido,
- 060-8588 Japan
- Phone 011-231-4111 Ext. 27-128

北海道告示第 185 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、八雲町コーラツ地区（第6、7工区）の換地処分をした。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 186 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、檜山町北檜山地区の換地処分をした。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 187 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年1月28日、和寒土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 188 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、恵庭土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成14年2月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 189 号

道営土地改良（日高1区地区農免農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道日高支庁に備え置いて、平成14年2月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 190 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成14年1月29日、遠軽町を行う土地改良（向遠軽地区農村基盤総合整備（農道、農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 191 号

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設として次の施設を指定し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

漁 港 名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使 用 期 間
久 遠 漁 港 (大 成 町)	1 外北防波堤のうち別図に示す50メートル	4 隻以内	周年
	2 外北防波堤のうち別図に示す50メートル	1 隻	
泊 川 漁 港 (熊 石 町)	船揚場のうち別図に示す10メートル	5 隻以内	周年

「別図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部、漁港所在地の市町村を所管する支庁及び漁港所在地の市町村に備え置いて縦覧に供する。

北海道告示第 192 号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

豊岬漁港（初山別村）の項中「船揚場のうち別図に示す5メートル」、「1隻」及び「周年」を削る。

臼谷漁港（小平町）の項を次のように改める。

臼 谷 漁 港 (小 平 町)	西防波堤のうち別図に示す70メートル	8 隻以内	周年
--------------------	--------------------	-------	----

浜益（浜益地区）漁港（浜益村）の項中「周年」を「4月1日から10月31日まで」に改める。

美国漁港（積丹町）の項を次のように改める。

美 国 漁 港 (積 丹 町)	1 - 3.0メートル岸壁のうち別図に示す20メートル	2 隻以内	周年
	2 - 5.0メートル岸壁のうち別図に示す30メートル	1 隻	
	3 外防波堤のうち別図に示す120メートル	22隻以内	

4 北護岸のうち別図に示す63メートル	15隻以内	周年
5 突堤のうち別図に示す37メートル	12隻以内	

神恵内漁港（神恵内村）の項中「53.5メートル」を「18.2メートル」に、「5隻」を「2隻」に改める。

相沼漁港（熊石町）の項中「周年」を「4月1日から10月31日まで及び3月1日から3月31日まで」に改める。

神威脇漁港（奥尻町）の項中「4隻」を「5隻」に改める。

青苗漁港（奥尻町）の項を次のように改める。

青 苗 漁 港 (奥 尻 町)	1 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5 隻以内	周年
	2 北防波堤のうち別図に示す46メートル	5 隻以内	
	3 - 4.0メートル岸壁のうち別図に示す30メートル	1 隻	

釜谷（木古内）漁港（木古内町）の項中「40メートル」を「45メートル」に改める。

東静内漁港（静内町）の項を次のように改める。

東 静 内 漁 港 (静 内 町)	北防波堤のうち別図に示す28.8メートル	6 隻以内	4月1日から5月31日まで
----------------------	----------------------	-------	---------------

標津漁港（標津町）の項中「南防波堤のうち別図に示す100メートル」、「11隻以内」及び「周年」を削る。

於尋麻布漁港（羅臼町）の項中「5隻」を「10隻」に、「9月1日から10月31日まで」を「5月1日から11月30日まで」に改める。

知布泊漁港（斜里町）の項中「200メートル」を「150メートル」に改める。

常呂漁港（常呂町）の項を次のように改める。

常 呂 漁 港 (常 呂 町)	1 東防波堤のうち別図に示す64メートル	14隻以内	4月20日から7月31日まで
	2 船揚場のうち別図に示す10メートル	15隻以内	4月20日から11月30日まで

北海道告示第 193 号

平成13年北海道告示第160号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種

漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正、平成14年4月1日から施行する。

平成14年2月8日

東浦漁港 (稚内市) の項を次のように改める。 北海道知事 堀 達 也

東 浦 漁 港 (稚 内 市)	1 船揚場のうち別図に示す5メートル	5 隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 南防波堤のうち別図に示す36.4メートル	4 隻以内	

宗谷 (棚内地区) 漁港 (稚内市) の項中「54.6メートル」を「45.5メートル」に、「6隻」を「5隻」に改める。
恵山泊漁港 (稚内市) の項を次のように改める。

恵 山 泊 漁 港 (稚 内 市)	1 第2船揚場のうち別図に示す30.7メートル	8 隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 西防波堤のうち別図に示す36.4メートル	4 隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5 隻以内	

西稚内漁港 (稚内市) の項を次のように改める。

西 稚 内 漁 港 (稚 内 市)	1 船揚場のうち別図に示す11.5メートル	3 隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6 隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5 隻以内	

抜海漁港 (稚内市) の項を次のように改める。

抜 海 漁 港 (稚 内 市)	1 船揚場のうち別図に示す38.4メートル	10 隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 護岸のうち別図に示す18.2メートル	2 隻以内	
	3 南防波堤のうち別図に示す45.5メートル	5 隻以内	

千代ノ浦漁港 (釧路市) の項中「60隻」を「68隻」に改める。

北海道告示第194号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第11条第1項の規定により、次のとおり同法第10条第3項第3号イの講習会 (林業種苗生産事業者講習会) を開催する。

平成14年2月8日

- 1 日 時 平成14年3月5日 (火)

2 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 石狩支庁4階中会議室

3 講習手数料 14,000円

(受講申込書に14,000円の北海道収入証紙をはり付けること。)

4 受講申込み 受講申込みは2月25日までとし、申込書は北海道石狩支庁長へ提出すること。

5 そ の 他 受講申込みにについて、不明な点がある場合は、各支庁経済部林務課又は各地区林業指導事務所に照会すること。

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第195号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除予定保安林の所在 場所 様似郡様似町字幌満114の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道知事 堀 達 也

- 2 (1) 解除予定保安林の所在 場所 様似郡様似町字幌満114の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道知事 堀 達 也

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 196 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更177の2・177の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌246の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡新得町字トムラウシ338
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第 197 号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188

号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（1級水準点）
- 2 作業期間 平成13年11月28日から平成14年2月28日まで
- 3 作業地域 羽幌町

北海道告示第 198 号

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成13年11月1日から平成14年1月11日まで
- 3 作業地域 美深町

北海道告示第 199 号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（管内河川縦横断面図作成）
- 2 作業期間 平成13年7月25日から12月15日まで
- 3 作業地域 南幌町、長沼町

北海道告示第 200 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年2月8日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
間寒別佐久停車場線	前	14.54mから 14.54mまで	365.72m	道道天塩中川停車場線に おける7.00mの間	北海道旭川土木現業所
地先から中川郡中川町字中川382番2地先まで	後	19.50mから 23.72mまで	365.72m	道道天塩中川停車場線に おける10.49mの間	
天塩中川停車場線	前	14.54mから 18.00mまで	195.08m	—	同
中川郡中川町字中川698番地先から 中川郡中川町字中川246番1地先まで	後	18.00mから 23.85mまで	195.08m	—	

北海道告示第 201 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月8日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 堀 達 也
道 道 三笠栗山線	夕張郡栗山町字鳩山480番1地先から 夕張郡栗山町字鳩山441番3地先まで	供用開始の期日 平成14. 2. 8
道 道 舞鶴追分線	夕張郡栗山町字鳩山440番1地先から 夕張郡栗山町字鳩山367番1地先まで 千歳市協和741番1地先から 千歳市協和427番5地先まで 千歳市協和88番3地先から 千歳市協和673番1地先まで	同

北海道告示第 202 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月8日

1 道路の種類	道 道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	直別共栄線	

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
十勝郡浦幌町字厚内2条通3丁目19番 地先から十勝郡浦幌町字昆布刈石21番 1地先（海浜地）まで	9.20mから 115.50mまで	6,902.80m	—
十勝郡浦幌町字昆布刈石21番1地先 （海浜地）から十勝郡浦幌町字昆布刈 石1番8地先まで	18.60mから 33.00mまで	2,501.50m	—

北海道告示第 203 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年2月8日

1 道路の種類	道 道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	三笠栗山線	
3 道路の区域	区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
夕張郡栗山町字鳩山344番 1地先から夕張郡栗山町字 鳩山28番14地先まで	前	23.50mから 32.00mまで 150.00m —

第 1338 号

報 告

公 司

買 取

地 産

北 道

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	広尾郡大樹町西本通43番1、47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、50番1、50番3、50番4、51番1、51番2、54番2、54番3、54番4、54番5、54番6、98番のうち、101番2、寿通1丁目11番のうち
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	広尾郡大樹町2条通29番地 大樹町商工会 会長 藤江 英二
3	開発許可年月日及び番号	平成13年6月14日 十建指第13 - 6号
北海道釧路支庁告示第1号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。		
平成14年2月8日		
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道釧路支庁長 北 勝利 釧路郡釧路町別保5丁目13番地 ほか2筆（第5工区）
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	釧路郡釧路町別保1丁目1番地 釧路市長 菅原 澄
3	開発許可年月日及び番号	平成8年10月3日 釧建指第8 - 4号
北海道釧路支庁告示第2号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。		
平成14年2月8日		
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道釧路支庁長 北 勝利 釧路郡釧路町木場1丁目7番3、7番14、10番1、10番12
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	旭川市豊岡2条4丁目 株式会社小嶋自動車工業 代表取締役 菅野 照彦
3	開発許可年月日及び番号	平成13年8月14日 釧建指第13 - 3号
札幌医科大学告示		
札幌医科大学告示第1号		
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。		
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する		

協定の適用を受ける。		平成14年2月8日
1 入札に付する事項		札幌医科大学長 秋 野 豊 明
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量		ア 札幌医科大学医学部附属病院（外来診療棟を除く）及び看護婦宿舍清掃業務 一式 イ 札幌医科大学臨床教育研究棟及び外来診療棟清掃業務 一式 ウ 札幌医科大学基礎医学研究棟清掃業務 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等		入札説明書及び業務処理要領による。
(3) 契約期間		平成14年4月1日から平成15年3月31日まで
(4) 履行場所		札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学校舎（基礎医学研究棟） 札幌市中央区南1条西16丁目 医学部附属病院・臨床教育研究棟 札幌市中央区南4条西16丁目 看護婦宿舍 札幌市中央区南2条西18丁目・西19丁目 札幌大フアミリーハウス
2 入札に参加する者に必要な資格		次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第1956号に規定する庁舎等清掃業務の委託契約の資格を有すること。		
(2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。		
(3) 資本金の額が10,000千円以上であること。		
(4) 清掃員を、医学部附属病院・看護婦宿舍の資格にあっては、常時70名以上、臨床教育研究棟・外来診療棟及び基礎医学研究棟の資格にあっては、50名以上雇用していること。		
(5) 医学部附属病院・看護婦宿舍及び臨床教育研究棟・外来診療棟の資格にあっては、財団法人医療関連サービス振興会が認める院内清掃業務関係の医療関連サービスワークの認定を受けていること。		
(6) 資格審査の申請を行った日の直前2営業年度（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約（医学部附属病院・看護婦宿舍の資格にあっては、建物の清掃対象面積がおおむね4万平方メートル以上、臨床教育研究棟・外来診療棟の資格にあっては、建物の清掃対象面積がおおむね2万平方メートル以上及び基礎医学研究棟の資格にあっては、建物の清掃対象面積がおおむね1万平方メートル以上）を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。		
3 条件付一般競争入札参加資格の審査		

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成14年2月12日から22日まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局総務課
札幌医科大学事務局総務課
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2113
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学 基礎医学研究棟5階会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌医科大学事務局総務課）
- (2) 入 札 日 時
- ア 札幌医科大学医学部附属病院（外来診療棟を除く）及び看護婦宿舎清掃業務
平成14年3月22日午後1時15分
- イ 札幌医科大学臨床教育研究棟及び外来診療棟清掃業務
平成13年3月22日午後2時
- ウ 札幌医科大学基礎医学研究棟清掃業務
平成13年3月22日午後2時45分
- （郵送による場合は、平成14年3月20日（水）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 10 そ の 他
- (1) 1の(1)の調達をする特定役務ごとに入札する。
- (2) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2113
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
- A. Nature and quantity of the services to be procured :
- a. Cleaning of rooms in the attached hospital building (except clinical department for out patient)and the attached housing for nurses 1 set.
- b. Cleaning of rooms in the Sapporo Medical University building for the Departments

- of Clinical Medical Sciences and the attached hospital building for out patient 1 set.
- c . Cleaning of rooms in the Sapporo Medical University building for the Basic medical education and research building.
- B . Bid tendering date and time :
- a . 13 : 15 A. M. , March 22, 2002.
- b . 14 : 00 A. M. , March 22, 2002.
- c . 14 : 45 A. M. , March 22, 2002.
- C . Contact : General Affairs Office, Administration,Sapporo Medical University.
- Minami 1-jo, Nishi 17-cho, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan.
- Phone : 011-611-2111 Ext. 2113

札幌医科大学告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年2月8日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成14年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成14年2月8日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医療廃棄物処理業務委託契約
- (2) 資 格 医療廃棄物処理業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 医療廃棄物処理業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定に基づく許可を受けている者であること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第4項の規定に基づく許可を受けている者であること。

- (6) 平成14年1月1日現在において、(4)及び(5)の許可を受けて引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (7) 資本金の額が1,000万円以上並びに作業員及び運転手を常時5名以上雇用していること。

(8) 1日当たり1,270kg以上の処理能力を有する焼却設備を有していること。

(9) 屋根付きボックスタイプの収集運搬車を有していること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第11項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)及び(7)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年2月12日から22日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局総務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を継続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は 1 の(1)の定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第 3 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994 年 4 月 15 日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年 2 月 8 日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ア 札幌医科大学医療廃棄物処理業務

(ア) 感染性廃棄物 1 ℓ 当たりの単価

(イ) 非感染性廃棄物 1 ℓ 当たりの単価

イ 数 量

(ア) 感染性廃棄物 調達予定数量 986,750 ℓ

(イ) 非感染性廃棄物 調達予定数量 566,375 ℓ

(2) 調達をする特定役務の様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区南 1 条西16丁目

札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

1 の(1)のアの医療廃棄物処理業務にあっては平成14年札幌医科大学告示第 2 号 1 の(2)に規定する医療廃棄物処理業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学 基礎医学研究棟 5 階会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌医科大学事務局総務課）

(2) 入札日時 平成14年 3 月 22 日 午前10時

（郵送による場合は、平成13年 3 月 20 日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区南 1 条西17丁目

札幌医科大学事務局総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法
すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

9 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南 1 条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2113

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 北海道立農業大学校告示第2号 次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年2月8日 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量 農業機械 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成14年4月22日 (4) 契 約 期 間 平成14年4月22日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 北海道立農業大学校	2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道立農業大学校告示第1号に規定する農業機械の賃貸借の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校会議室（郵送による場合は、郵便番号 089 - 3675 北海道立農業大学校総務部総務課） (2) 入 札 日 時 平成14年4月1日（月）午後1時30分 （郵送による場合は、平成14年3月29日 午後5時必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 電話番号 01562 - 4 - 2121 (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
--	---

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課

イ 所 在 地 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1

電話番号 01562 - 4 - 2121

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Description : Agricultural machine kit

Quantity : 1

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., April 1, 2002

C. Contact : General Affairs Dept, Hokkaido College of Agriculture, 25-1 Nishisenbiri, Honbetsu-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido 089-3675 Japan

Phone : 01562-4-2121

北海道立農業大学校告示第3号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年2月8日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ等 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年5月1日
- (4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算

の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (5) 納 入 場 所 北海道立農業大学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃借物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年3月1日から22日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校総務部総務課
電話番号 01562 - 4 - 2121

4 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校会議室（郵送による場合は、郵便番号 089 - 3675 北海道立農業大学校総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成14年4月1日（月）午後2時

（郵送による場合は、平成14年3月29日 午後5時必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する

7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課 電話番号 01562 - 4 - 2121 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 電話番号 01562 - 4 - 2121 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (7) この入札の執行は、公開する。 (8) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary	A. Nature and quantity of the products to be procured : Description : Personal computer suite Quantity : 1 B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., April 1, 2002 C. Contact : General Affairs Dept. , Hokkaido College of Agriculture, 25-1 Nishisenbiri, Honbetu-cho, Nakagawa-gun, Hokkaido 089-3675 Japan Phone : 01562-4-2121
	道教育庁石狩教育長
北海道教育庁石狩教育局告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年2月8日 北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 総合実践アプリケーション 1式 ほか25点 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成14年3月25日（月） (4) 納 入 場 所 北海道石狩翔陽高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年2月8日から20日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな	

第 1338 号

報 告 公 開 規 則

北 道

第 1338 号	ウ 申請書類の提出先	郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	
	4 契約条項を示す場所	郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515
	5 入札執行の場所及び日時	(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 6 階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 平成14年 3 月 1 日（金）午前10時（郵送による場合は、平成14年 2 月28日までに必着のこと。）
	(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
	6 入 札 保 証 金	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
	7 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。

第 1338 号	号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い	
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
	ア 名 称	北海道教育庁石狩教育局企画総務課
	イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515
	(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
	(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
	(6) この入札の執行は、公開する。	

北海道教育庁石狩教育局告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 2 月 8 日

1 入札に付する事項	北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	パーソナルコンピュータ 1 式 42 台 ほか20点
(2) 調達を要する物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納入期限	平成14年 3 月25 日（月）
(4) 納入場所	北海道石狩翔陽高等学校
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	

- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年2月8日から20日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成14年3月1日（金）午前10時40分（郵送による場合は、平成14年2月28日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515

(4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁石狩教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年2月8日

第 1338 号

報 告 公 開 申 請 書

1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 平机 44台 ほか31点 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成14年3月25日(月) (4) 納 入 場 所 北海道石狩翔陽高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課) (2) 入 札 日 時 平成14年3月1日(木)午前11時20分 (郵送による場合は、平成14年2月28日までに必着のこと。) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。))相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所 で交付する。 7 落札者の決定方法	北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提 出 期 限 平成14年2月20日(水) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道教育庁石狩教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年2月8日 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道教育庁石狩教育局長 藤 谷 剛 教
--	---

生徒用机 440台 ほか84点 (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び標準仕様書による。 (3) 納 入 期 限 平成14年3月29日(金) (4) 納 入 場 所 北海道札幌啓成高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館6階 北海道教育庁石狩教育局会議室(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8549 北海道教育庁石狩教育局企画総務課) (2) 入 札 日 時 平成14年3月1日(金)午後1時30分 (郵送による場合は、平成14年2月28日までに必着のこと。) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で作付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。	8 契約書作成の要否 要 9 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提出 期 限 平成14年2月20日(水) 提出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 10 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 515 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
調 査 票 上 記 入 札 決 定 要 領	
北海道教育庁空知教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年2月8日 北海道教育庁空知教育局長 戸 塚 隆 1 落札による物品等の名称及び数量 北海道岩見沢農業高等学校学科転換に係る物品購入 (1) 工作機械器具 N C ル ー タ ー ほか 3 品目 3 点	

第1338号

報 公 道 海 北

(2) 理化学機器・計測機器及び資材 P Hメーターほか 5品目 5点	
(3) 農林業用機械器具 施工工用トラクター式 1品目 1点	
(4) 農林業用機械器具 貯蔵タンクほか 10品目 31点	
(5) 農林業用機械器具 サンダル前処理用粉碎器ほか 12品目 13点	
(6) 工作機械器具 レーザー加工機ほか 12品目 13点	
(7) 理化学機器・計測機器及び資材 測量CADソフトウェア・シミュレーション式ほか 6品目 110点	
(8) 理化学機器・計測機器及び資材 ケルダール室素 / 蛋白自動蒸留装置ほか 3品目 3点	
(9) 理化学機器・計測機器及び資材 卓上精度計ほか 21品目 23点	
(10) 理化学機器・計測機器及び資材 C B R 自己記録装置ほか 9品目 9点	
(11) 理化学機器・計測機器及び資材 総合気象測定装置一式ほか 5品目 5点	
(12) 金物・陶磁器類 冷凍冷蔵庫ほか 25品目 32点	
2 落札を決定した日	
(1) (2) 平成14年1月10日	
(3)～(8) 平成14年1月22日	
(9)～(12) 平成14年1月23日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) (6) 氏 名 株式会社日浦金物	
住 所 岩見沢市4条西8丁目2番地	
(2) (4) (5) (7) (9) (11) 氏 名 株式会社北海ケミカル	
住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号	
(3) 氏 名 ホクトヤンマー株式会社	
住 所 江別市工業町10番6号	
(8) (12) 氏 名 北海道オリオン株式会社	
住 所 札幌市白石区本通18丁目北3番6号	
(10) 氏 名 有限会社ソキテック	
住 所 札幌市白石区平和通16丁目北5 - 24	
4 落札金額	
(1) 16,200,000円	
(2) 998,000円	
(3) 4,290,000円	

- (4) 9,830,000円
- (5) 6,600,000円
- (6) 12,300,000円
- (7) 8,635,000円
- (8) 4,050,000円
- (9) 5,340,000円
- (10) 6,700,000円
- (11) 988,000円
- (12) 23,940,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- (1) (2) 平成13年北海道教育庁空知教育局告示第6号
- (3)～(12) 平成13年北海道教育庁空知教育局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

興 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第9号
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行つたので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年2月8日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 茂
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地

1	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R プッチモン
	製造業者名	株式会社大一商会
	概要 型式試験番号	11059000
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第11059000号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都新宿区新宿一丁目24番7号 有限会社リックコーポレーション
	代表者の氏名	代表取締役 田中 理介
2	製造又は検査を行う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹2丁目129 - 3
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ワイルドパンチ
	製造業者名	有限会社リックコーポレーション
	概要 型式試験番号	14057600
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第14057600号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社
3	代表者の氏名	代表取締役 里見 治
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	アラジンA
	製造業者名	サミー株式会社
	概要 型式試験番号	14062500
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第14062500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ
	遊技機の種類	
	型式の区分	
	型式名	
	製造業者名	
	概要 型式試験番号	
	検定年月日	
	検定番号	
	検定の有効期間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	

4	代表者の氏名	代表取締役 小森富美雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	オオタコスロ2
	製造業者名	株式会社エレコ
	概要 型式試験番号	14063000
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第14063000号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 檀本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中砂町278番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R グラデイエーターX1
	製造業者名	京栄産業株式会社
	概要 型式試験番号	10065100
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第10065100号
6	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 檀本 宏
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中砂町278番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R グラデイエーターZ2
	製造業者名	京栄産業株式会社
	概要 型式試験番号	10062200
	検定年月日	平成14年2月8日

第1338号

公 報 農 林 水 産 省

7	検 定 番 号	第10062200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
7	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口 型 式 名
	製造業者名	ＣＲギンギンタクシー２号A
	型式試験番号	12061300
	検 定 年 月 日	平成14年2月8日
7	検 定 番 号	第12061300号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
8	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口 型 式 名
	製造業者名	ＣＲギンギンタクシー３号A
	型式試験番号	12061500
	検 定 年 月 日	平成14年2月8日
8	検 定 番 号	第12061500号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソノイア
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
9	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名
	製造業者名	福ふく神ＳＶ
	型式試験番号	
	検 定 年 月 日	

10	製造業者名	株式会社ソノイア
	型式試験番号	10063900
	検 定 年 月 日	平成14年2月8日
	検 定 番 号	第10063900号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
10	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 中島 潤
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ 型 式 名
10	製造業者名	ＣＲ・帰ってきた黄門ちゃまK 株式会社平和
	型式試験番号	10059300
	検 定 年 月 日	平成14年2月8日
	検 定 番 号	第10059300号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
11	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区平河町一丁目4番3号 株式会社西陣
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 藤原 志
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町六丁目277番地1号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 型 式 名
11	製造業者名	ガイアワックス 株式会社西陣
	型式試験番号	14034200
	検 定 年 月 日	平成14年2月8日
	検 定 番 号	第14034200号
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
11	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町1丁目1番4号 株式会社藤商事
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	型式試験番号	
	検 定 年 月 日	

12	型式の種類	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R かつば64F	
	製造業者名	株式会社藤商事	
	型式試験番号	10062800	
	検定年月日	平成14年2月8日	
	検定番号	第10062800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行	
13	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
	型式の種類	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R フォーバーセブンミッショング P	
	製造業者名	株式会社三共	
	型式試験番号	10068100	
	検定年月日	平成14年2月8日	
	検定番号	第10068100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー	
14	代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型式の種類	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ダークストライカー	
	製造業者名	株式会社ダイドー	
	型式試験番号	14063200	
	検定年月日	平成14年2月8日	
	検定番号	第14063200号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産	

15	代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
	型式の種類	遊技機の種類
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R 江戸っ子源さんM 6
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	10058900
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第10058900号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
	代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
	型式の種類	遊技機の種類
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
16	型式名	C R 江戸っ子源さんL 7
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	10060500
	検定年月日	平成14年2月8日
	検定番号	第10060500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年2月8日）から3年間

平成十四年二月八日

金曜日

六八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課